

学校法人多摩美術大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第 1 条 本規程は、多摩美術大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の 1 6 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 1 6 の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(13) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第 4 条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第 5 条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第 6 条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、TAU リサーチカウンシル事務部長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第 7 条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究推進課長をもってその任に充てる。

- 2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(委員会)

第 8 条 本学の輸出管理に関する重要事項の審議のため、最高責任者の指示に基づき委員会を設けることができる。

(事前確認)

第 9 条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別紙様式 1 号「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審

査の手續の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、別紙様式1号「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手續を行わなければならない。
- 3 第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

（該非判定）

第10条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、別紙様式2号「該非判定書」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手續により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

（用途確認）

第11条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別紙様式3号「用途確認・需要者のためのチェックリスト」を用いて確認するものとする。

（需要者確認）

第12条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別紙様式3号「用途確認・需要者のためのチェックリスト」を用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第 13 条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別紙様式 4 号「審査票」を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

- 2 別紙様式 4 号「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第 14 条 前条第 1 項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第 15 条 教職員等は、技術を提供する場合、第 9 条の事前確認及び第 13 条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 9 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 13 条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 16 条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第 9 条の事前確認及び第 13 条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 9 条第 1 項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 13 条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 17 条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも 7 年間は保管しなければならない。

(監査)

第 18 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を行うものとする。

(指導)

第 19 条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第 20 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、必要な教育を行うものとする。

(報告)

第 21 条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(事務の所管)

第 22 条 この規程に関する事務処理は、TAU リサーチカウンスル研究推進課が行う。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

安全保障輸出管理 事前確認シート【技術の提供・貨物の輸出用】

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名		E-mail	

相手先氏名※		国名※ (仕向地)	
提供予定の 技術の内容 (目的・概要)		相手先の 所属	
		取引予定期間	~
輸出貨物の名称 (機器・試料 等の名称)		用途 (貨物の輸出の場合)	

※貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

該当する事項にチェックを入れ(■・✓)、事前確認を行ってください。

技術の提供 貨物の輸出(自作品(改造機器、試料を含む) 購入品)

【相手先に関する懸念情報】 ※裏面 フローチャートの『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※1)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)(※2)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に参与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。	

※1 外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」を参照して下さい。(http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law04.html#user-list)

※2 懸念国、国連武器禁輸国・地域の最新版は、輸出貿易管理令 別表第三の二、別表第四を参照して下さい。(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324CO0000000378#735)

△注意 裏面 フローチャートで本様式の提出必要有無を必ず確認してください。提出不要の場合は、取引開始年度を含め8年度、保管するようにしてください。

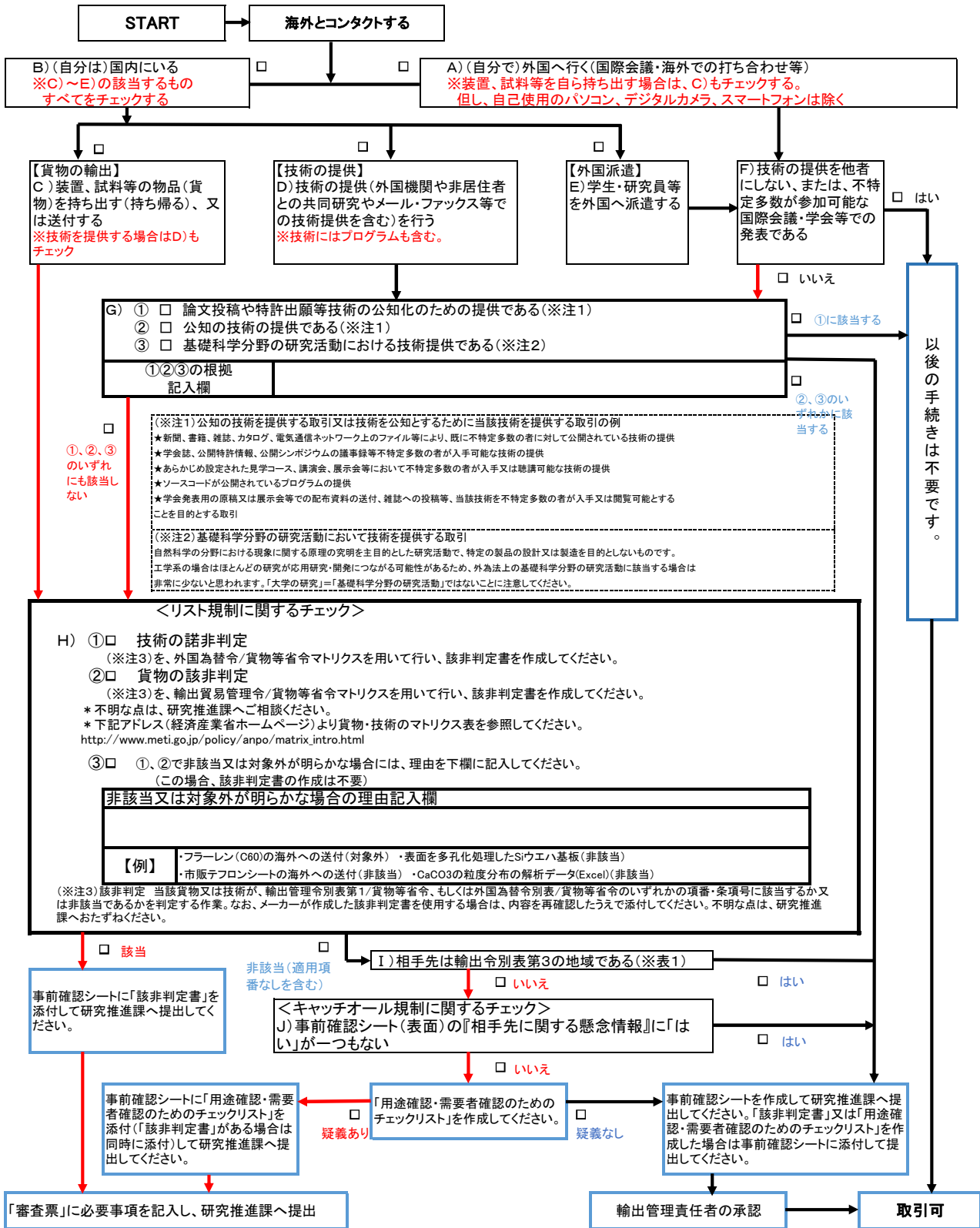
以下申請者は記入不要

安全保障輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる)	確認欄	
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。	安全保障輸出 管理責任者	安全保障輸出管理 統括責任者
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 取引審査申請書の作成を要する	年 月 日	年 月 日
助言・コメント等	印	印

(備考)

備考:

安全保障輸出管理(技術の提供・貨物の輸出)に関するフローチャート
以下のフロー図に従って□にチェック(■・☑)を入れてください。



※表1: 輸出令列表第3の地域(輸出管理が適正に行われていると認められる国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
--

安全保障輸出管理 事前確認シート【外国人研究者・留学生・訪問者等の受入用】

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名		E-mail	

受入予定人物の氏名		出身国(国籍)	
提供予定の技術の内容(目的・概要)		受入予定人物の所属先	
		受入予定期間	~
受入予定人物の本学での身分等	<input type="checkbox"/> 留学生 (<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 国際交流学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 研究者・教員 <input type="checkbox"/> 本学で雇用(職名等: <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> インターンシップ学生 (※2名以上の場合は、別途参加者リストを作成し添付してください。		

【相手先に関する懸念情報】 ※裏面 フローチャートの『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※1)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)(※2)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。	

※1 外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」を参照して下さい。(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law04.html#user-list)

※2 懸念国、国連武器禁輸国・地域の最新版は、輸出貿易管理令 別表第三の二、別表第四を参照して下さい。(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324C00000000378#735)

△注意 裏面 フローチャートで本様式の提出必要有無を必ず確認してください。提出不要の場合は、取引開始年度を含め8年度、保管するようにしてください。

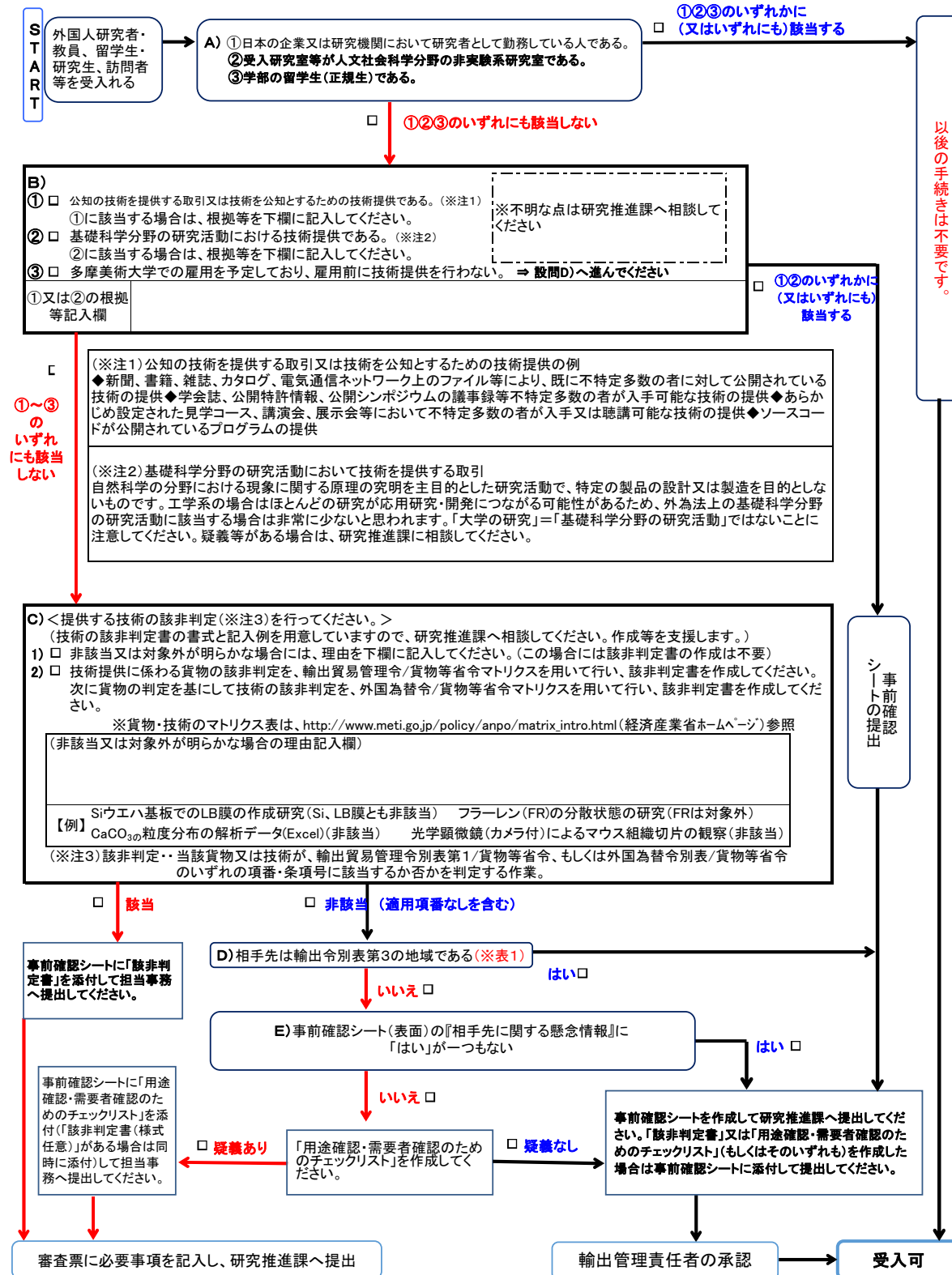
以下申請者は記入不要

安全保障輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる)	確認欄	
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。	安全保障輸出管理責任者	安全保障輸出管理統括責任者
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 取引審査申請書の作成を要する	年 月 日	年 月 日
助言・コメント等	印	印

(備考)

備考:

安全保障輸出管理(外国人研究者・留学生・訪問者等の受入)に関するフローチャート
以下のフロー図に従って□にチェック(■・☑)を入れてください。



※表1: 輸出令別表第3の地域(輸出管理が適正に行われていると認められる国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
--

該非判定書

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

作成責任者 氏名 _____ 所属・職名 _____

連絡先 Tel _____ E-mail _____

技術の名称、取引概要
貨物の名称、型及び等級

外国為替令別表(技術を提供する場合) 又は 輸出貿易管理令別表第一(貨物を輸出する場合) の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が1 か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令(外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照)に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に○を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様(性能)を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様(性能)を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上の通り外国為替令別表(第16項を除く)又は輸出貿易管理令別表第一(第16項を除く)に該当(します ・ しません)。

外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様(性能)との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

用途確認・需要者確認のためのチェックリスト

用途チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったかを確認すること。その際、以下の用途に用いられることが貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者又は技術提供先から連絡を受けたかについても確認すること。

核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤もしくは最近製剤の散布のための開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
①核燃料物質もしくは核原料物質の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③原子炉又はその部分品もしくは附属装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④重水の製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤核燃料物質の加工	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥核燃料物質の再処理	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑦以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
a 化学物質の開発もしくは製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
b 微生物もしくは毒素の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
c ロケットもしくは無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))又は一般国向けの場合で特定品目(輸出令16項(1)の開発、製造又は使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

需要者チェックリスト

①外国ユーザーリストのチェック

需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「はい」の場合は、右欄「明らかなガイドラインチェックリスト」のチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断する。	

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書もしくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて以下の確認をすること。「はい」が1つでもある場合は、右欄「明らかなガイドラインチェックリスト」のチェックを行うこと。

核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))又は一般国向けの場合で特定品目(輸出令16項(1)の開発、製造又は使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

明らかなガイドラインチェックリスト

(大量破壊兵器用途に用いられないことが確からしいか)

※取引形態等からみて設問が当てはまらない場合は「-」にチェックをつけること。

1.輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
2.需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
3.当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
4.当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内もしくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
5.当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
6.当該貨物等が使用される設備と同時に扱う原材料についての説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
7.当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備と同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
8.異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
9.通常必要とされる関連装置の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
10.輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
11.製品および仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
12.輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
13.当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
14.通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
15.据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
16.最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
17.外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。イリストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。)が一致する場合。ロリストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物等に該当するときは、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項(輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び懸念からあてはまらない事項は除く。)の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
18.外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる(利用される)旨が、その輸出(取引)に関する契約書又は輸出者(取引を行うおとする者)が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者(取引の相手方)若しくは需要者(当該技術を利用する者)若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
19.輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。)とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物等又は輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物等に該当しないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
20.その他、取引の慣行上当然明らかなすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日： 年 月 日

統括責任者	管理責任者	作成者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）			
技術・貨物の名称		（金額）： _____	
該非判定 （1～15項）	<技術> 外為令別表： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 （貨物等省令： 条 項 号） <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <貨物> 輸出令別表第1： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 （貨物等省令： 条 項 号） <input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外		
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。		
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他	
契約先	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ _____ ）及び/又は資料を添付すること。	
	所在地		
需要者 又は 利用者	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ _____ ）及び/又は資料を添付すること。	
	所在地		
用途		内容（ _____ ） <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他 資料： <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件		I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域（国連武器禁輸国・地域を含む）向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途チェックリスト」に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者チェックリスト」に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③「明らかガイドラインに関するチェックリスト」に「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ II. 通常兵器キャッチオール規制 一般国向けかつ特定品目の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件		経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
取引経路		→ _____ →	
契約予定		年 月 日	取引予定期間 _____ 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 特例（少額、その他） <input type="checkbox"/> 許可例外
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認			
取引承認条件				
上記判定理由				

